

地公退ニュース

No. 154
2023. 10. 12
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地方公務員退職者協議会

031326215546

地公退二〇二三年要求について総務省に申し入れ

地公退は、第五四回総会で決定した「二〇二三年地公退統一要求」について九月二三日二時から総務省に申し入れ、回答を受けた。地公退からは竹田会長、足立、徳茂、山岸副会長、川端事務局長が参加し、総務省は小池信之公務員部長、田中良斉福利課長が対応した。翌二四日の内閣改造で総務大臣の交代が予定されておりそれに先立って二三日朝、公務員部長の交代が発令された。



今次申し入れは小池部長発令当日の初仕事となった。例年と同じように省の「所管外事項」は回答せざるの立場を維持しつつ、年金や地域包括ケア、ジェンダー平等、ふるさと納税等の課題にはきちんと省の立場を述べた。

この申し入れは岸真紀子参議院議員の側面的支援を得て実施し、当日も議員に同席願った。

地方公務員退職者協議会からの要請について（要求と回答）

一．年金について

- (一) 年金制度と財政を安定させるため、雇用の安定・質の向上、賃金改善、次世代育成支援充実を図ること。
- (二) マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、現受給者をはじめ関係者と誠実に協議すること。
- (三) 基礎年金保険料の拠出期間を現在の四〇年から四五年に延長すること。延長に伴い生じる基礎年金給付金増については、その一／二国庫負担を堅持して必要財源を確保すること。
- (四) 短時間労働者の年金保険適用について会計年度任用職員にとどめず、いわゆるハーフ年金の検討を含めて抜本的に拡大すること。

(二) ～ (四) 回答)

年金制度全体に係る事項ですので、総務省だけではお答えすることはできませんが、年金制度については、年金生活者のみならず、現役世代の理解を十分に得る必要があると考えられることから、制度改革を行うに当たっては、社会保障審議会年金部会等での十分な議論が必要と考えております。

その社会保障審議会年金部会では、昨年一〇月より、次期年金制度改革に向けた主な検討事項について議論が開始されているところです。

なお、雇用の安定・質の向上、賃金改善について、地方公務員の臨時・非常勤職員においては、平成二九年の通常国会で成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」に基づき、適正な任用を確保するため、令和二年四月から会計年度任用職員制度が導入されるとともに、令和五年の通常国会で成立した「地方自治法の一部を改正する法律」に基づき、令和六年四月から会計年度任用職員について、勤勉手当の支給が可能となりました。

また、令和三年の通常国会において「国家公務員法等の一部を改正する法律」が成立し、国家公務員について定年

が段階的に六五歳まで引き上げられることとなりました。

地方公務員の定年についても、地方公務員法において国家公務員の定年を基準として条例で定め、国家公務員と同様、令和一三年四月にかけて二年に一歳ずつ、六五歳まで引き上げられる予定です。

こういったことを踏まえつつ、総務省としては、今後も引き続き、社会保障審議会年金部会等における検討の状況について、十分注視してまいりたいと考えております。

- (五) 地方公務員共済長期積立金は運用収益目標を達成するために適正に運用すること。株式運用投資では国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿った運用を拡充すること。

(回答)

積立金の運用については、必要となる積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することを目的として、政府の積立金基本指針等に基づき適正に行われるものと考えております。

また、国連の責任投資原則（PRI）の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンスに着目した投資（ESG）については、令和四年度末時点で、地方公務員共済組合全体では一二五七二億円をESGファンドに投資しております。

政府としても、令和二年に積立金基本指針を改正し、ESG投資の検討対象を株式から積立金全体に拡大したところであり、地方公務員共済組合全体としては、今後、さらに社会的責任投資等の実施に向けた検討が進むものと考えております。

- (六) 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く削減幅が大きい。沖縄の実情に即して何らかの是正策をとること。

(回答)

追加費用の削減は、共済年金受給者間で給付と負担のバランスの公平性を高めるという趣旨で、公務員等の恩給期間とは本人負担が少なかったことに着目し、恩給期間分の給付について、負担に見合った給付水準とするように減額するものです。

ご指摘の追加費用期間の違いについては、沖縄以外の組合員に対する地共済法の適用が昭和三七年一二月であり、それ以前の恩給期間が対象となっていることに対し、沖縄の組合員については、昭和四一年七月から沖縄の共済法による共済制度が適用され、同月前の恩給期間が対象となっていることから生じているものであり、いずれも共済年金の適用前の恩給期間を追加費用期間とする考え方に違いはありません。

なお、追加費用の削減に当たっては、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の一〇%とする、②二三〇

万円／年以下の給付（恩給期間も含めた共済年金全体）は減額しない、という措置を講じ、受給者の生活の安定にも配慮しているところです。

民間被用者、公務員を通じた公平性を確保することにより、制度の安定化と公平化を図り、若い世代を含め、すべての世代の安心を確保するため、ご理解をお願いしたいと考えております。

二. 地域包括ケアネットワーク基盤整備について

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態により、利用者本位の診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する地域包括ケアネットワークを実現すること。

その基盤となる特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅、小規模多機能型居宅介護施設などについて、進行中の第八期介護保険事業（支援）計画、二〇二四年度から始まる第九期計画と整合性をもって、今後の需要増に対応する計画的整備のため、適切な財政措置を講ずること。

（回答）

地域包括ケアシステム（ネットワーク）の構築については、いわゆる「団塊の世代」が全て七五歳以上となる二〇二五年を目指しているところです。

厚生労働省においては、地域医療介護総合確保法に基づき、総合確保方針を定め、医療計画と介護保険事業計画の整合性を確保した上で、地域における医療及び介護を総合的に確保していく取組を進めており、このことをもって、地域包括ケアシステムの推進を図っていると承知しております。

また、介護基盤の整備については、地方債等による地方財政措置に加え、地域医療介護総合確保基金による財政支援が行われております。

総務省としては、厚生労働省に対し、基金について所要の国費の確保を要請するとともに、基金財源に係る地方負担分についても、適切に地方財政措置を講じることとしており、今後とも介護基盤の計画的な整備が推進されるよう適切に対応してまいります。

三. 生活保護・生活困窮者自立について（回答無し）

生活保護基準を切り下げて受給者の権利を抑制することは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調整して速やかに復元すること。

生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため地方自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

四. ジェンダー平等について

社会全体でジェンダー平等が実現するよう尽力すること。とりわけ地方公務員の職場環境を整備すること。

（回答）

総務省では、第五次男女共同参画基本計画を踏まえ、地方公共団体における女性活躍・働き方改革の取組を支援しています。

具体的には、・ 地方公共団体における先進的な取組事例やロールモデル職員を紹介する事例集の作成・ 女性活躍や働き方改革の推進に関する調査研究などを行っており、引き続き、地方公共団体における取組を支援してまいります。

また、ハラスメント対策として、各地方公共団体が、ハラスメント防止のため法律上定められた措置を講ずるよう、各種会議における働きかけなど、機会を捉えて助言を行っております。

今後とも、地方公共団体における取組状況をフオーアアップし、ハラスメント防止の実効性が確保されるよう、

助言を行ってまいります。

五. 「ふるさと納税」について

居住自治体納税の原則を崩している「ふるさと納税」は近い将来の廃止を目指し、当面地域振興とは無縁な返戻品競争などの歪を正す税制とすること。

（回答）

ふるさと納税については、令和元年六月に「指定制度」が導入され、現在、各地方団体が一定のルールのもとで、制度の適正な運用に取り組んでいるところです。

例えば、返礼品を提供する場合には、当該返礼品そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものである必要があるとの観点から、総務大臣が定める地場産品基準に適合したものであることが求められています。

総務省としても、今年、この地場産品基準やふるさと納税の募集費用に係る基準を厳格化する改正を行いました。引き続き、指定制度の下、各地方団体と納税者の皆様のご理解をいただきながら、ふるさと納税制度が、本来の趣旨に沿って運用されるよう取り組んでまいります。

六. 住宅政策について（回答無し）

（一） 生活困窮者を解消するため、需要調査に基づき公営住宅を増設すること。

（二） 人口動向と整合しない過剰な住宅建設、農緑地の虫食いの開発、老朽時対策を欠く住宅、を生じない都市計画を策定すること。

七. デジタル化について

内容が未熟なまま拙速に成立したデジタル化一括法は、高齢者等の利活用基盤が欠如していることに加え、強権支配につながる個人情報保護の形骸化、地方自治否定など多くの問題を含んでいるので見直すこと。健康保険被保険者証のマイナンバーカード置き換えを強要しないこと。

（回答）

地方行政のデジタル化は、デジタル技術を活用して業務効率化が図られることにより、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務など、職員でなければできない業務に注力できる環境を整え、地方の自主性・自立性を高めることにつながるものです。

総務省としては、地方自治の本旨を尊重しながら、取組を進めてまいります。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用については、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有することができ、データに基づく診療・薬の処方が受けられるほか、マイナンバーで自身の特定健診情報や薬剤情報を閲覧することができるなど、健康増進にもつながることが期待されるものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

八. 原子力・化石燃料発電の見直しについて（回答無し）

気候変動をもたらす化石燃料発電と事故時に広範かつ深刻な被害を及ぼす原子力発電に依存しないエネルギー政策に転換すること。新たな原子力発電所は建設しないこと。休止した原子炉は原則的に再稼働せず、計画的に廃炉とすること。

九. カジノ賭博合法化法の廃止について（回答無し）

賭博を公認・推進することを内容とする「特定複合観光施設区域の整備に関する法律」および「特定観光施設区域整備法」は、賭博による市民生活の破壊・反社会的勢力の介入が危惧されるので、地方自治体に対して慎重な対応を助言すること。